

平成28年10月 3 日

魚沼市議会議長 浅 井 守 雄 様

庁舎再編整備特別委員会
委員長 星 吉 寛

庁舎再編整備特別委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 庁舎設計業務委託契約について
(2) その他

- 2 調査の経過 10月3日委員会を開催し、庁舎設計業務委託契約について参考人を招致し、調査した。また、庁舎設計業務委託契約について執行部に質疑を行った。

庁舎再編整備特別委員会会議録

1 調査事件

(1) 庁舎設計業務委託契約について

(2) その他

2 日 時 平成28年10月3日 午後1時30分

3 場 所 広神庁舎3階 議場

4 出席委員 大平恭児、富永三千敏、岩井富士夫、志田 貢、佐藤敏雄、岡部計夫、大平栄治、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、星野武男、高野甲子雄、星 吉寛、下村浩延、本田 篤、森島守人、大屋角政、森山英敏、(浅井守雄)

5 欠席委員 なし

6 参考人 南知之、渡邊陽一

7 説明員 小幡副市長、森山企画政策課長、堀沢財政課長、佐藤土木課長、星管財室長

8 書 記 櫻井議会事務局長、中川主任

9 経 過

開 会 (13:30)

星委員長 定足数に達していますので、ただいまから庁舎再編整備特別委員会を開会します。本日の委員会は、前回に引き続き、庁舎設計業務委託契約について調査いたします。委員会として、参考人をお呼びしておりますので慎重な審査をお願いいたします。

(1) 庁舎設計業務委託契約について

星委員長 日程第1、庁舎設計業務委託契約についてを議題とします。本日は、参考人の方々をお呼びして調査することとしております。まず、委員会における発言について改めて確認いただきたいと思います。委員会条例第27条の規定により、委員は参考人に対し質疑をすることができます。委員会側の要請で招致することから、主に委員からの質疑による調査とします。ただし、委員は自分の意見と違っても批判、追及調の質疑となることは避けるようご配慮いただきたいと思います。また、委員会条例第27条第2項の規定により、

参考人は委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますし、同第 26 条第 2 項の規定により、参考人の発言は案件の範囲を超えてはいけないこととなっておりますので、念のため申し添えます。参考人をお呼びします。最初に、石本建築事務所・千葉学建築計画事務所共同体の総括責任者、南知之参考人に入室いただきます。(参考人入室) 本日はお忙しい中、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をおっしゃっていただきますようお願いいたします。早速ですが、議事の順序等について申し上げます。時間は 30 分程度とし、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。なお、念のため申し上げますが参考人は委員長の許可を得て発言し、また委員に対しては質疑をすることができないことになっておりますので、ご了承願います。これから質疑を行います。委員の皆さんから質疑はありませんか。

関矢委員 南さん、大変お忙しいところを参考人として出席いただきまして、ありがとうございます。これから、何点か質疑をさせていただきますのでよろしくようお願いいたします。最初に本年の 4 月 21 日に市と新庁舎の設計業務委託の契約を締結しておりますが、そのときの状況を市当局はプロポーザル実施要項に該当する市内業者との交渉状況についての進捗を、設計プロポーザルの最優秀者、石本・千葉 J V に確認したところ該当する市内企業体との間で協議を進めていることと、その時点では協力いただける見込みがあるという報告を受けました。このことから市民ワークショップの進め方も含めた中で、設計プロポーザルの最優秀者と早急に連携を図る必要があると判断したので契約を締結するとともに、受託者となる設計プロポーザルの最優秀者に対して協力いただける市内企業体との間でアドバイスに関する契約を早期に締結するよう指示したところでありますと説明しておりますが、このことについて間違いはありませんでしょうか。

南参考人 そのとおりでございます。

関矢委員 そうしますと、石本・千葉 J V が地元の設計業者と初めて会ったのが、4 月 15 日の日、浦佐駅前の店で会ったと聞いておりますが、それも間違いはありませんでしょうか。

南参考人 そのとおりでございます。

関矢委員 そうしますと、石本・千葉 J V としてはこのプロポーザルが公表されてから、それまでは一度も地元の企業との交渉等は行っていないということよろしいでしょうか。

南参考人 プロポーザルの公告がなされてから、最優秀者という 3 月末に結果をいただいたところまでは交渉をしておりません。

関矢委員 そうしますと、4 月 15 日に初めてお会いをして、交渉が始められたということでございますけれども、そのときは協力業者としての交渉に入ったわけですが、どの程度までお話を煮詰められたのか。ちょっとお聞かせ願えればと思いますが。

南参考人 4 月 15 日に打ち合わせをさせていただいたときに、どのような業務をやっていたかということの、こちらの考え方を話いたしました。それは、2 点ございまして、プロポーザル要項に書いてありますように地元の気象等の設計に関するアドバイスをいただきたい、これはそのとおりです。それから、もう一つは特に許認可とか、市役所との打ち合わせ関係でどうしても東京から出て行けないときに、協力をしていただければというお話をさせていただきました。さらに、そのときに企業体からお二人参加されたんで

すが、ワークショップを開くということがあるようなので、ワークショップに参加する業務をさせてもらえないかというお話がございました。そういうことで、その業務をやっていただけませんかというお話をさせていただいて、お二人ともわかりました、そういう方向で詰めていきたいと思いますというご返事をいただいております。

関矢委員　　そうしますと、要項にも書いてあるように気象のアドバイス、これが1番大事なことですけども、そのほかに許認可の届出等の業務、あとは地元のほうからワークショップのほうにも参加をさせてもらえないかという話があったということでございますが、そのことをこれから煮詰めていきたいと思います、今、答弁されましたけども、それはその日、4月15日では、これから煮詰めるということは、その場で締結に向かうという状況ではなかったと私は判断するんですが、その辺はいかがでしょうか。

南参考人　　そのような状況であったかどうかというのは、私が判断するところではないかもしれませんが、私としてはこれから協議をしていただけるということで思いました。それで、私どもから金額的な考え方と言うんでしょうか、企業体さんがどのくらいの報酬でお考えになっているか。今の3つの業務について見積もりをお願いしたいとその日にご依頼いたしました。ただ、企業体さんとしてはその業務がただ話をしただけではちょっと明確でないの見積もりはお出しできないというふうに言われまして、わかりましたということで私どもから業務の内容をもう少ししっかりとこういう内容ですというものをつくり、それでこれについて見積もりをしてくださいというお話を4月15日の段階でいたしました。

関矢委員　　そこで今、南さんが言われましたけども、詳しい内容ということで石本さんのほうでつくられたのが5月6日付けのメールの添付ファイルで出されております。業務内容として業務の期間とか、それから許認可の支援事業、アドバイス業務というようなのが書かれていますけども、そのことを5月6日にメールで送っておりますが、そのことについて地元業者のほうからは何か返事が早々にありましたでしょうか。

南参考人　　おっしゃるとおり5月6日にお送りしまして、その後そのメールに質問があったら何でも遠慮なく聞いてくださいとお願いしたんですけれども、メール及び電話は一度もございませんでした。

関矢委員　　地元からそういう質問とか、電話等がなかったということで、また、6月1日に南さんのほうから地元の業者、星野設計事務所のほうへメールが送られてるかと思っておりますけども、そのときに業務の見積もり等のお願いと、また、なかなか打ち合わせができないので6月7日に魚沼に来るので、お会いできないかというようなメールを送ってるかと思っておりますが、それには間違いはございませんでしょうか。

南参考人　　間違いございません。6月2日にご返事をいただけないので、一度会ってお話をしたいということで6月7日にこちらの市庁舎の打ち合わせがございましたので、そのときに、もしお時間があればということでお願いをしまして、それは快諾いただきその日に話し合いをしております。

関矢委員　　そして、6月7日打ち合わせを小出庁舎のほうで行われてると思います。そのときは南さんと地元の代表として星野設計の社長さんと、桜井設計の社長さん、それにまた市のほうから財政課の星室長と一緒に同席をして打ち合わせを行っていると聞いております。その中で、そのときにはどのような内容まで、詳細な内容でお話がなされたのか、わ

かりましたらお聞かせ願えればと思います。

南参考人　　まず、そのときに見積もりをいただけてないということ、もう一度どういうふうにお考えですかということでご質問したんですが、以前の、先ほど申し上げた、いわゆる許認可業務というか、そういうことというのがちょっと使い走りみたいなことをあなたたちは私たちにたのんでるんじゃないかというようなことで、少し注意と言うんですかね、不快感を示されたので、それは以前の話し合いのときには、そういうことでいかがですかと言ったときに、わかりましたということになったんですが、そのときに不快感を示されたので、それは、もしそういうことが本当にお気に召さなかったら撤回しますので、それは私どもでやりますから、気象等のアドバイス、ワークショップ参加とこの二つの業務に絞ってお願いをしたいという話をいたしました。

関矢委員　　そうしますと、その場で6月7日の日は契約には至らなかったと。その後、今言われました二点に絞った内容の業務内容についてもう少し詳しく、また、契約の上限の金額を示されたのが6月16日に南さんのほうから星野設計さんのほうに送られておりますが、それについては間違いございませんでしょうか。

南参考人　　そのとおりでございます。

関矢委員　　6月16日にそれだけの詳細な、ようやく金額の提示があって、その書類を6月30日の日に地元の企業体、業者のメンバーの皆さんが集まられて、その業務内容について検討されたと、そして、その中で協議を行った結果を7月5日に星野設計事務所さんのほうから、南さんのほうへメールで返事をされておりますが、それも間違いございませんでしょうか。

南参考人　　そのとおりでございます。ただ、見積もりの依頼は1番最初4月15日にお願いをして、それではまだ出せない。5月6日には実際の業務内容をお示しし見積もりをくださいとお願いしたんですが、この話し合いまでいただけなかったと。それであれば、こちらから金額をご提示しますけれどもよろしいですかという形でこちらの金額をオファーしたと、こういう次第でございます。

関矢委員　　私だけこれだけ長くなると申し訳ないんで最後にしますが、そうしますと6月30日に地元のJVの皆さんが集まって協議をされ、そのときに今回の協力業者は協力できないということを、7月7日に正式にメールで南さんのほうに送っているかと思いますが、その辺は間違っておりませんか。

南参考人　　そのとおりでございます。これもメールで提案してご返事がなかったもので、7月5日にメールでいかがでしょうかと、どうなりましたかということをお願いして、7月7日に今回受けられないというご返事をいただいております。

大屋委員　　私のほうからは数点なんですけど、一つは当局がつくりました時系列の中で、4月15日に、先ほどもありましたが、石本JVより魚沼JVと協議中の連絡がありという記載がありまして、このときのですね、連絡をした内容についてお伺いしたいと思います。

南参考人　　電話の連絡なので細かく一言一句というのは申し訳ないんですが記憶にないんですが、先ほど申し上げましたように4月15日に打ち合わせをして、アドバイス業務、許認可業務、ワークショップ参加業務と、この3つのことについてお願いをし、協議をし、そしてそのことについてこちらが業務内容をもう一回書いて提示をする段階ですというご報告をいたしております。

大屋委員 それにかかわってですが、公募型のプロポーザル実施要項につきましては全て認識というか、おわかりだと思いますが、わかっておりますでしょうか。

南参考人 プロポーザル実施要項の市内の事務所と協力事務所の契約を結びなさいという内容についてはわかっておりました。

大屋委員 4月21日に市当局の契約締結になっておりますが、そのときには地元の1社以上の協力事務所の契約を締結しておりましたでしょうか。

南参考人 締結しておりません。

大屋委員 それと、もう一つは特記事項ということで失格条項というのがあります。これについては最優秀者等が市と契約した後、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合においては、市は契約の相手方に対し、損害賠償請求を行うことがあります、とそういう中でこの要項の中で先ほど言いました地元業者の締結というのを、市の契約締結交渉に先立ち自らの責任において結ぶというふうになっておりますが、ここはおわかりだったでしょうか。

南参考人 契約に先立って市内の業者さんと契約をしなければいけないということはわかっておりました。

大屋委員 そうしますと、市との契約締結のときには、この要項に違反しているなというふうに考えませんでしたか。

南参考人 4月6日に市の皆様と私たちは話し合いをしております。そのときに市内業者さんと早急に契約を結ばなければいけないんだけど、ということでお話をして、そうですねということだったんですね。早急に結ばなければいけないので、4月15日にお会いをしたということですが、その後報告をして21日に契約をする段になって、これはまだ私どもが市内業者さんと契約してないんですけれどもということで、市のほうがそれは順調に進んでいるのでいいというお返事をいただきましたので、私どもは契約をしたという次第でございます。

大屋委員 そうしますと市側が地元の協力事務所の契約締結をしなくても、その契約はできますよということでおっしゃったと、もう一度確認ですが。

南参考人 しなくてもできますよではなくて、今、私どもが交渉しているので、それが順調に進むでしょうから契約しますというふうなご返事ございました。

大屋委員 それから半年以上経つんですが、この間なかなか地元業者と締結まで至らないという状況がありますが、それについてはいかがお考えですか。

南参考人 私も大変残念で、最初にお話をしてお断りされるまで約3カ月経って、その後そこから2カ月半くらい経ってるということで、もう少し上手にできなかったかという反省はございますけれども、こちらとしては精一杯交渉してきたつもりでございます。

佐藤(肇)委員 関連する質問になるわけなんですけど、今回のこのプロポーザルの実施要項の中に、いろいろ書いてございます。当初、プロポーザルを実施するに当たりまして、いろいろ提案いただきたい旨どういった内容でということであるわけなんですけど、その1番最初のところに、この雪国の庁舎ということでそのことについて考え方、重きを置いて出しているところはお汲み取りいただいているのではないかというふうに思うんですが、この契約までの期間ですね、二次審査を経て1番目になったということで、その後この4月21日の契約までの間の、地元の設計企業体との話し合いが1回しかなされてない

というようなことを見ますと、ほとんどこのことについてはあんまり重きを置いてなかったように私は受け止めるんですが、その辺についてはいかがですか。

南参考人 先ほども申し上げましたけども、契約に先立ってという文言が要項にございますので、重きを置いてないということはございません。もちろん、そのことをきちんとしないといけないと思って進めておりました。

佐藤(肇)委員 進めたというお話しなんですけど、お会いしたのが4月の15日の1回だけだということなんですけど、この後すぐに契約っていうのが控えてるという段で、慌てなかったのかどうか、その辺はいかがですか。

南参考人 もちろん早急に進めておったんですが、私どもとしては、これは魚沼JVさんと契約をするということをして14日までの時点ではわかっておりませんでした。つまり、5社と聞いていたんですが、その中でどの会社を私どもは選ばなければいけないかなど。まず、どこからお声掛けするかということで結構悩みまして、新潟県の知ってる設計事務所の方やゼネコンさん、そういうところにそれぞれがどういう会社でらっしゃるのかということをして調査して、そんなことをして時間が経っています。14日の段階で初めて企業体として契約するんですよというふうに言われたんで、そういうことであれば企業体さんからすぐに連絡いただければ、すぐにお話し合いができたかと、少し残念な気持ちが出ております。それは蛇足ではございますけれど。

佐藤(肇)委員 市のほうから4月6日の時点でその打ち合わせをした際に、地元の設計業者と契約をするよという話があった、その後この14日に企業体とするんだとそういう話を今されましたけども、この要項の中には単独でもいいし企業体でもいいという、そういう書き方になってるということもあります。その辺について今、企業体でなければだめだみたいな感覚で受け止められましたけど、このことは市からの指導等があったのでしょうか。

南参考人 4月6日にこちらから市に市内の業者さんを知らないで情報くださいということをお願いしましたけれども、これは民間同士のことなので市からは情報は差し上げられない、各事務所名や住所、電話番号は教えられるけれど、それぞれの情報については教えられませんという返事を受けています。それから、単独か企業体かということなんですけど、要項を見ますと1社以上協力事務所の契約を締結するというところで、企業体と契約するというのを私は全く想定をしていなかったものですから、先ほど申し上げたように調査をして、1社以上2社になるのかなと思っていたところでございます。

岩井委員 先ほどから話を聞いていますと、どうも地元の業者さんとの意思の疎通が最初から図れていなかったんじゃないかというふうな感じがいたします。南さんもわかるように、地元の設計業者さんにしてみたら、これだけの雪の深い中で施主さんの要望も取り入れながら建物建てるというのは大変なご苦労がある中で、この雪国という場所は特殊な場所だと思うんです。そういった意味で恐らく地元の業者さんでもできれば選ばれた人の設計屋さんとしてしっかりとタイアップしてやっていく気はもちろんあったと思うんですね。その中でこういった形で非常に意思の疎通がうまくいかなかった。9月に入って、9月の26日になって契約を交わしたと。この間すごく長い期間が経てるわけですけど、その意思の疎通の行かなかった部分というのは、南さん、どの点だとお思いでしょうか。

南参考人 雪国の建築、本当にこれは市内の経験ある皆さんからお話を伺わなければいけな

いということは痛感しておりますし、それから6月7日小出庁舎で打ち合わせしたときにも、そういう今までの経験をいろいろ伺って、ぜひアドバイスをお願いしますという話をしたんですけども、結局実際にうまくいかなかった点というのは、業務内容も去ることながら、市内の業者さんとしては名前が出るような形でないと責任ある業務ができないということは何度かおっしゃられていて、その内容を私は十分理解ができなかったということも一つはあるかもしれません。名前が出るということがどういうことかということで、いくつか雑誌に出るとか、あるいは市の広報に出せばいいんですかという話をしたんですが、そのときにそうじゃないんだよということで、後でいくつかのいきさつを聞いたときに、最終的にそこまではっきりおっしゃられなかったのでわかりませんでした。JVでの契約を望んでられたという話も聞いております。そういう意味での名前を出すということだったということは全く私はそのときには理解しておりません。ですから、そういう意味でおっしゃられるような意思の疎通がないと言われれば、そういう部分はあったかと思えます。

高野委員 石本建築事務所・千葉学建築計画事務所共同体には、豪雪地の出身者の技術者はおられますか。

南参考人 新潟県出身の技術者は何人もおります。

関矢委員 4月14日に地元協力業者は地元のJVでなければならないというのがわかったというお話でしたけども、先ほどの私の質疑の中ではプロポーザル要項が出されてから4月15日まで地元業者とコンタクトをとっていない中で、地元JVと協力業者を締結しなければならないというのは、どこから知り得たことでしょうかね。

南参考人 4月15日に会うということは、その前にお電話で連絡をとっているということです。4月13日に私、連絡をとったんですが連絡をとれなくて、事務所の方も連絡がとれないと。携帯教えてくださいと何とかお願いしたんですがだめだということでした。4月14日に朝連絡をいただいたんですが、私が出れなくて、また折り返して電話したらご不在で、また教えてくださいと言ったらだめだということで、最終的には夕方に電話したんですけど、やっぱり同じ状態だったんです。それでもう1社のほうにお電話してやっと連絡がとれて、そのときに魚沼JVとして契約をするつもりなんですよと。だから2社でお会いをしますというのを伺ったというのが14日の話でございます。

関矢委員 そうしますと、4月14日にもう1社という今お話がありました。最初は星野設計さんで、もう1社というのはどちらさんでしょうか。

南参考人 14日夕方に桜井設計さんの桜井さんとお話をしております。そのご返事をいただいて、最終的に15日に浦佐でお会いする約束をいただきました。

星委員長 ほかにありませんか。(なし)以上で、南知之参考人に対する質疑は終了します。南知之参考人に、委員会を代表してお礼を申し上げます。貴重なご意見をいただき心から感謝いたします。本委員会として、ご意見を今後の委員会調査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。(南参考人退室)次に、魚沼市建築設計企業体代表、株式会社星野設計事務所、渡邊陽一参考人に入室いただきます。(渡邊参考人入室)本日はお忙しい中、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をおっしゃっていただきますようお願いいたします。早速ですが、議事の順序等について申し上げます。

す。時間は 30 分程度とし、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。なお、念のため申し上げますが参考人は委員長の許可を得て発言し、また委員に対しては質疑をすることができないことになっていますので、御了承願います。これから質疑を行います。委員の皆さんから質疑はありませんか。

関矢委員 渡邊さん、大変お忙しいところご苦労様でございます。これから、今ほど石本 J V の南さんに伺った時系列を、また同じことを聞かさせていただきますのでよろしくお願いたします。今ほど南さんのほうから地元 J V と初めてお会いしたのが 4 月 15 日の日、浦佐の駅前のお店であったということでございますが間違いございませんでしょうか。

渡邊参考人 間違いございません。

関矢委員 そのときの気象のアドバイスの業務提携ということで、業務内容については今ほど要項に書いてあるとおり気象のアドバイス、それと許認可の申請時の軽微な届け出だとか、あとはワークショップへの参加ということで 3 つほどお話があったかと思いますが、その点で間違いはないでしょうか。

渡邊参考人 間違いありません。協力業務内容について大体的な内容と、ワークショップのことだとか、あるいは確認申請、役所の対応のことだとか概略的なお話がありました。

関矢委員 その点提示されましたけども、その日は契約の締結ということにはいきませんで、5 月 6 日に南さんのほうから星野設計さんのほうに業務内容がメールで送られてきましたけども、それもなかなか詳細がないということで、その後南さんのほうから 6 月 1 日に見積もりの件の伺いと、6 月 7 日に小出庁舎で打ち合わせを行いたいというメールが届いておりますけども、その点もお間違いはないでしょうか。

渡邊参考人 間違いございません。

関矢委員 そして、6 月 7 日に小出庁舎で、南さんと星野設計事務所の渡邊さん、桜井設計の桜井さん、それに市当局の財政課の星室長と 3 者で同席をしながら打ち合わせを行っております。そのときには契約には至らなかったわけですが、そのときの様子等がもし記憶にございましたらお話しただけたらと思いますが。

渡邊参考人 そのときはやはり業務内容が明確にはっきりと把握できないので、なかなか見積もりを出すのが難しいということで、できれば石本設計さんのほうから内容だとか、契約の見積もりの案を提示していただきたいという話で終わったかと思いますが。

関矢委員 そういう打ち合わせをした中で、その後、6 月 16 日に星野設計さんあたりに詳細な業務内容と、それから見積もりの金額ということで上限の金額を記載された添付ファイルがメールで送られてきております。それについては間違いございませんでしょうか。

渡邊参考人 6 月 16 日の日付けで、たしかメールは 6 月 17 日に送られてきておりますが、その中で業務内容について、契約金額の上限とかそういう具体的な内容が送られてきました。

関矢委員 そして、その内容をもとに 6 月 30 日に地元の設計企業体のメンバーが集まって、その内容について協議を行った結果、なかなか今回は業務提携といいますか、協力業者としてはできないというようなことを 7 月 7 日に南さんのほうに正式にお断りのメールを送っておりますが間違いございませんでしょうか。

渡邊参考人 6 月 30 日にそれを受けまして、設計企業体で打ち合わせを行い、そのときは雪に対するアドバイスというのは結構責任もあるものですから、そう簡単に契約するわけ

にはいかないという意見が大半でありまして、とりあえずは保留ということで、その後7月7日にもう一度集まって打ち合わせをいたしました。その結果やはり6月30日と同じような意見が大半で契約できないという結論になりまして、同じ日の7月7日、打ち合わせが終わった後、私が南さんにメールしまして、魚沼市の設計企業体としては契約できませんと、それから星野設計事務所としても辞退申し上げますと、この二点をメールしました。

岩井委員　この公募型プロポーザルの実施要項というのがあります。その要項の中に市と契約する段階で市内業者、アドバイスを求める市内業者1社、もしくは1社以上と締結しなければ市との交渉はできない内容は星野さん知ってましたでしょうか。

渡邊参考人　プロポーザル要項は公表されておりましたので、あまり具体的にはかみ縮めて読んでませんでしたけれども、この内容についてはわかっていました。

岩井委員　その中に先ほどから話しが出てるんですが、失格条項というのがありまして、アからカまであるんですが、その失格条項から見るとこれは契約ができないんだという内容なんです。要項中に書いてあるんです。それはご存知なかったでしょうか。

渡邊参考人　プロポーザルの(8)に第2次審査で特定された最優秀者云々というのが書いてありまして、1社以上と協力事務所の契約を締結することと私はその文章しか読んでいません。

岩井委員　業務実施の条件の中の(8)にですね、第2次審査で特定された最優秀者は、市の契約締結交渉に先立ち、自らの責任において、地元の気象等のアドバイスを行う地元業者(建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に一級建築設計業務で掲載されている市内業者)とあるんです。それで、1社以上と協力事務所の契約を締結することとこういう条件が入っているんですね。それは、とにも直さずやはり今回とった設計業者が東京の業者であると。そして、皆さん方も一応目をとおしてると思うんですが、非常にこれで雪国にというのかという懸念も私自身も思ったんですけど、そういう意味において地元の業者としっかりとタイアップをしてやっていってくださいというこれ大事な項目なんですよね。それが今回非常に重要になると思ったんで、地元の業者との締結は大事だよということになってるんですが、もう1回お聞きしたいんですけど、地元の業者と提携しなければ市との契約はないもんだというふうな理解なかったでしょうか。

渡邊参考人　地元のどなたかと契約をしないと難しいのではないかなという認識はありました。

岩井委員　これだけですね、地元の業者さんとの契約が遅れた原因というのは、星野さんから見てどういうふうに思われますか。

渡邊参考人　私ども企業体で打ち合わせをしまして、その主な内容がどういうことだったかと言いますと、私ども地元の設計事務所はこの雪害対策ということにつきましては、各社とも、この業務に携わってない方にはわからないかもしれませんが、想像もできないくらいの苦労を長い間経験しております。そして、この広神庁舎とか守門庁舎、堀之内庁舎などはうちの事務所で設計させていただきましたけども、単純にこのような庁舎をつくるのであればそう問題も出ないのかもしれませんが、私ども絶えず新しい発想、新しい物をつくりたいという願望がありまして、今までにないような発想で新しい物をつくった場合は、いっぱい経験あるんですけども、いくら考えても予測のできないような事態、

そういったことを多く経験しております。それで、私どもこのアドバイス業務について責任があるのか、ないのかといった場合によくわかりません。ないのかもしれませんが、当然、設計業者としてアドバイス業務契約してお金をいただいた場合はその第三者から見た場合に当然責任が出てくるものだと思います。地元の設計士がついてて、東京の方はよくわからない部分もあるものですから、どういうことだということになるのかなど。経験もしておりますし、簡単なことではない、責任のあることなんだという意見がほとんどでした。そういった中で最初の会議ではとりあえず保留になりまして、それから1週間後にまた打ち合わせ会を開いたんですが、全員の意見で企業体としては契約をしないという結論になりました。ただし、私ども個々の設計事務所に契約するなということではできませんので、その日のうちに私お断りしたのは企業体としてはそういう結論になりましたと。うちの事務所としても大変申し訳ないんですけどもご辞退申し上げますという二つの内容で南さんへメールしたということであります。

佐藤(肇)委員 早い段階での石本さんからの問い合わせ等について、きょうは企業体の代表という形でおいでいただいておりますので、お伺いさせていただくんですが、石本設計さんからは企業体代表の方に4月の15日にお会いするというお約束をしておられるということでわかったわけなんですけども、その後、その前も含めてなんですけど、この要項を見ますと1社以上の方という形になってます。企業体でもいいわけですし、単独の5社の設計屋さんでもいいわけなんですけど、皆様方お集まりになったときにそれぞれ石本さんからお話しがあったとか、なかったとか、そういう話が出てきたんじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

渡邊参考人 まず4月13日に事務所に電話があってコンタクトがあって、4月15日に浦佐駅付近のレストランで会ったと。これは企業体に連絡があったわけではなくて、星野設計事務所と桜井設計さんにコンタクトがあったんだと思います。私ども企業体に話を出したのは、どういう内容だかというのがよくわからなければよく話しもできないものですから、業務内容が大体どんなことかと、報酬が大体どんなものかというのが出てから話をしたわけで、ほかの事務所はどういうふうだったかということは、よくわかりません。

佐藤(肇)委員 今回プロポーザルの要項の中に、特に私こだわってるところがですね、契約結ぶ前に事前に協力を取り付けるような形になっております。これは何を意味するのかというところなんですけど、企業体さんとしては、要はこの設計業務の契約の中に魚沼市の設計業者の名前が入るという共同企業体を組んでの契約というふうにつなげて、その辺を望んで書いたのかどうか、その辺についてどのように捉えておりますか。

渡邊参考人 当初は私と桜井設計さんが呼ばれて調整していたわけなんですけども、多分私も桜井さんも今回市の庁舎ということでもありますし、協力するのであればここに参加指名出してる全員が共同企業体つくってるものですから、全員で協力するのが1番いいのではなからうかという考えを持ってまして、石本さんから具体的な話ができるようなものが出てきた時点で皆さんに話をさせていただきました。

佐藤(肇)委員 この時点ですと、契約まで1週間しかないわけなんですけど、とてもそれまでに合意が図れるということではなかったかなというふうには思うわけなんですよ、普通一般的に考えれば、言われてはいそうですかと、なかなかいかない問題だろうというふうには思いますし、先ほど参考人のほうからも言われましたけども責任の問題と言いますか、非常

にこの雪の問題ではリスクが大きいということもありますんで、当然あとになってその責任というところも出てくるということになった場合、名前が出ると出ないのでは全く考え方が変わってくるんですが、その辺についてはいかがお考えですか。

渡邊参考人　名前が出ると出ないのでは、どういう意味でしょうか。

佐藤(肇)委員　要は企業体としての設計業務、企業体といいますか、その石本設計との企業体を組んだような形での設計になるのか。それとも、ただの協力というか、アドバイスだけだということに名前も出ないような形になるのか、その辺のことですが。

渡邊参考人　私ども5月13日に、これは石本さんとお会いしてないんですけども、要項の何行かを見ただけですので、石本さんだけじゃなくて市からどのような意向があるのかなと、どういうふうにしてもらいたいのかなと、私ども聞きたいこともありましてので会っていただけないかということで、私と桜井設計さんと5月13日に財政の星さんと青柳さんにお会いして内容をちょっと聞かせていただきました。そのときに市で考えてる業務について聞きまして、協力事務所の契約というよりもジョイントという形はできないんだろうかという質問を私どもからしました。そのときに、星さんからプロポーザル実施要項のとおりでそれ以上でもそれ以下でもありませんと、ジョイントという契約はできませんとはっきり言われましたんで、そうですかと思いました。あとはワークショップの内容だとか、工期がきつくて大変だねいう雑談をして帰ったように思います。

佐藤(肇)委員　責任についての考え方はいかがでしたでしょうか。

渡邊参考人　そのときもそれ以降も責任が重大だという話を私どものほうから出たと思うんですけども、責任は取らなくてもいいんじゃないかと市から話があったような気がします。

大平(栄)委員　4月15日に会ったということを知ったんですが、そのときには大体方向が決まってないのに、まだそのときに何も条件を示さなかったんですか。石本設計事務所から。

渡邊参考人　そのときは1番最初でしたので、何を決めたということではない気がしますけども、一応概略的には気象条件のアドバイスをする業務と。漠然とそれですし、そのほかに設計の協力とかそういうのは、石本さんも私どももそれはないと。ただ、私ども地元で県の振興局とも近いものですから確認申請を出したり、聞いたりという役所の対応ですか、そういうのはうちもできるし、してもらいたいというような話がありましたし、ワークショップについては私どもも参加させてもらえるのであれば参加させてもらいたいという話は私どもからしたかもしれませんが、そのときに見積もりをいただきたいというような話もあったような気がします。その業務がはっきりどのくらいのものか全くわかりませんので、とても見積もりは出せないの業務内容についてこれから話し合っていこうということだったと思います。

大平(栄)委員　そうすると、全体的に考えてみると予算が幾らあると出ないために、この問題はうまくいかなかったと思うんですよ。見積もってくれと言われたって、金が幾らぐらいあるかわからんのに、恐らくそうだと思いますけれどもその辺はどうでしょうか。

渡邊参考人　私としては、お金の問題はあまり考えていませんでした。

大平(栄)委員　お金の問題を考えてないっていうのは、私は考えられないんですが、やっぱり内容がはっきりしないから。

渡邊参考人 金額を重視するとか、しないとかの意味ではなく、おっしゃるように内容がはっきりしないと見積もりも出せませんということはそのとおりです。

岡部委員 見積もりを出してくれという話しですけども、概要がわからないと出せないということで、石本さんから具体的な内容と上限金額の提示がもしあったようであれば、内容といかほどの上限で契約の提示があったのかお聞かせください。

渡邊参考人 6月17日の協力業務の提案のときに、ワークショップの予定回数や業務方針については出来高という考え方で、契約金額の上限を税別100万円以下でという案だったと思います。

岡部委員 地元業者と契約しないと、契約できないということがおわかりだったと思うんですけども、その間ずっと地元業者を入れてこの業務が遂行してほしいと願っていた一人なんですけれども、石本さんとの交渉の中でこれだけ長引いた要因、地元としての考えがこうで、それに対し石本さんが答えられないとかいろんな要素があったと思うんですけども、総括的にここまで地元とうまくいかなかった要因は、渡邊さんはどのように捉えていますでしょうか。

渡邊参考人 私ども市の日程等よくわかりませんが、先ほど申し上げましたように、皆さんが考えているよりも、そんなに簡単な、軽々しく契約できるようなことではないと思いますので、ものすごくこれが時間かかったという印象は私どもないんですけども。いろいろ考えてる中で、これだけの経緯があったということだと思います。

渡辺委員 4月の15日の日に南さんとお会いして、その後、5月の6日に一応詳細の業務内容の添付のメールが来ましたということなんですけれども、この4月の15日から5月の6日までの間、電話あるいはメール等で何かお互いに連絡したということはありませんか。

渡邊参考人 ありません。

渡辺委員 実は、4月の15日から5月の6日の間の4月の21日の日付けで、石本さんと市が契約を締結しております。このことについては5月の6日の段階でご存知でしたでしょうか。

渡邊参考人 私個人としましては、最近までわかっていません。

星委員長 ほかにありませんか。(なし)以上で、渡邊陽一参考人に対する質疑は終了します。渡邊陽一参考人に、委員会を代表してお礼を申し上げます。貴重なご意見をいただき心から感謝いたします。本委員会として、ご意見を今後の委員会調査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。(渡邊参考人退室)しばらくの間、休憩します。

休 憩 (14:39)

再 開 (14:50)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。執行部に対し質疑はありますか。

関矢委員 きょう予定されてなかったのかどうかわかりませんが、今ほど2名の参考人のご意見を聞いた中で4月21日時点でこれだけもう契約が、石本JVと地元の業者との

間の契約が整ってない、実際には9月26日まで整わなかった現実を見た中で、なぜこの石本JVと契約をしなければならなかったのか。それはワークショップ等の説明はもらっておりますけども、この実施要項の中には契約の締結ということで書いてあります。最優秀者を業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とし、契約の交渉を行うものとします。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となったときは、次点者を業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とすると、ここまで要項書かれてるわけですよ。4月21日で地元業者と契約が整うか、整わないか、あの時点ではほぼ未確定の中で契約をし、ここまで地元とも契約が長引いたことを知りながら、石本JVと契約をしなければならなかった、これは何かがあったわけですか。その一点だけお聞かせ願いたいと思います。

小幡副市長 参考人の話しからでもおわかりのとおり、地元も受けるつもりで協議がなされてきたところで判断をし、何回も申し上げますが契約を先行させていただいたということでございます。

渡辺委員 同じところになりますけども、この最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となったときは、次点者を業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方としますというふうになっておりますので、まず事故があった場合のことも想定しなければいけないということになるかと思えます。しかるに4月21日の時点で、この最優秀者以外に締結する必要がないと考えた理由は何でしょうか。

小幡副市長 プロポーザルで最優秀をとったわけでありますので、そこが当然第一位の理由になります。4月21日現在でいずれも、いずれもというのは石本JVも魚沼JVもお互いが合意するつもりで協議をしていたものと思えます。私どもそれを受けて何回も申し上げますが、結果的には勇み足ということになるわけですが、契約ができるものと思って契約をしたということであります。

渡辺委員 では、質問の仕方を変えさせていただきます。確認は石本JVにのみしておったのでしょうか。

堀沢財政課長 契約者は石本JVですので、確認はそちらのみであります。

渡辺委員 これだけ欠格条項の中にもあるとおり、そしてまた契約に先立ってというところがございまして、やはり契約ができていないと、ただし順調であるというようなお話でありましたら、やはり裏を取るといって、本来ならば相手方にも確認をとらなければならない、しかるにとらずに、もう1回聞きます。とらなくても、この石本JV以外に契約を締結をする必要がないと考えたわけですね。

堀沢財政課長 まずは民間の話し合いになりますので、その契約の内容につきましては市が介入してはいけないということになります。それでお互いに協議中だということ、この協議の聞きたいことがあるという形で魚沼JVが魚沼市に来られたときも現在細部について協議中であるというお話をいただいたとおり、その時点までは当然すぐに契約ができるという形で、その時点で考えております。

渡辺委員 地元のJV、星野さんたちがいらっしゃったのは5月の13日です。私が聞いているのは4月21日の時点で確認をなぜ地元の企業に対してとらなかったのか。とらなくてもこの石本設計と契約する以外にないんだというふう考えた理由ということですか。それで、今ほど財政課長のほうはその内容については当然聞く必要はないと思えますけれども、

片っ方が順調にいったまま、契約する予定ですと言われたら、もう片方にこのように聞いておりますがそれでよろしいでしょうか、これは内容の確認でも何でもありませんので、そのあたりは確認すべきだったと思いますが、それをしないで石本設計とだけ契約をするのだと強く強く思っていたのではないのでしょうか、ということを知っています。

堀沢財政課長　先ほど副市長からも説明ありましたが、まずこの公募型プロポーザルで最優秀者となった業者が市の地元業者と協議を始めた時、その時点で私ども何度もお詫びをいたしておりますけど、地元業者と最優秀者の契約ができる前に市が契約したのは勇み足であるということは間違いありませんが、その時点でその二社が当然契約するものと考えていました。

大平(栄)委員　契約は21日のときに地元業者が入っていないということ、これはもう違反でこの前言ったとおりなんですけど、その後、5カ月の間、イメージ図を書いてありますね、あんなことで4回も魚沼市で会議してるんですよ。その間、ワークショップ開いてるんですけど、みんな地元の業者入れないでやった責任は大きいんですよ。それは何とて思っていますか。入れないでイメージ図描いたり、ワークショップ開いたり、それについての損害というか、考え方というか、魚沼市にとってはものすごい損害だと思うんですよ。ただ、誤ったではダメですよ。5カ月間の間にあったことをどう思いますか。

堀沢財政課長　ワークショップをもとに図面を描いて等おっしゃられましたけれど、今現在出ているものはプロポーザルで公募した時点での設計になります。ワークショップの内容は大平委員もご承知のとおり、今現在、庁舎の使い方、どのようなものがほしいのか、どのような使い方ができるのか等を協議していただいておりますので、それを反映させ、それなりの図面になってくるのはこれからになります。

大平(栄)委員　話し合いが4カ月もあったわけだから遅れるわけですよ。その間の、これからはしてもいずれにしろ、それとこの書いた文書を謝れば納まると思って謝ってると思っておりますけども、書いたとおりなんです。この書いたとおりに守るつもりということを考えてませんか。

小幡副市長　契約は前回は申し上げましたが有効だと考えております。今の形で進めさせていただきたいと思っております。

大平(栄)委員　これ以上話したってダメだと思いますけども、要項に書いてあるんだから、だから契約は有効だと思ってても無効なんだから。要項を守るつもりあるか、ないかと聞いてるんです。あるかないかです。

小幡副市長　要項はプロポーザルの要項であります。契約とは別物だと捉えておりますので、契約は今のまま進めさせていただきたいと思っております。

岩井委員　私は今回の契約は無効だと考えています。それは有効にする理由は何一つないというふうに私は思います。先ほど言ってますように、ちゃんと失格要項も出ています。契約する前にはきちんと地元の業者と契約しなさいと。それが守られてない。これは勇み足じゃなくて、土俵で言えば、土俵の上に乗っかる資格がないということですよ。私はそう思います。考え方を聞かせてください。

小幡副市長　繰り返しになりますが、要項上はおっしゃるとおり契約時点で地元業者との契約ができていなかったということでもあります。その後、9月26日に、だいたい間があきましたが地元業者と契約をしてアドバイザーになっていただいているわけでもあります。当時の

考え方を、いわゆる修復をしたということで契約は有効だとして、進めさせていただきたいと思います。

岩井委員 それは、後付けでそうなったというだけで、今回のこの失格条項には当てはまりませんよ。だから、有効にする理由がないってことです。じゃ、私に有効にする理由を教えてください。

小幡副市長 理由は先ほど申し上げたとおりであります。

渡辺委員 今ほど副市長のほうからは、その後に修復されたので契約は有効だというふうにおっしゃいましたけれども、そのような条文というのはいくにもなく、まず、設計業務契約のところのア、契約の締結には最優秀者を業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とし、契約の交渉を行うものとします。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となったときは、次点者を業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とします、というふうの一つあります。あともう一つですね、14の失格条項のほうは、これは次の各号のいずれかに該当する者は失格とします。なお、最優秀者等が市と契約した後、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、市は契約の相手方に対し、損害賠償請求を行うことがあります、というところで、カ、その他、本要項に違反すると認められた場合ということですので、違反していたのは明らかであります。そうしますと、この失格条項もしくは契約の締結、この条文に沿っていずれかの処分あるいは、これからの行政の要は事務を執行しなければいけないということになるかと思いますが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

小幡副市長 何回も繰り返して申し訳ありませんが、契約当時はお互いがきつうまくいくだろうなというのを、私どもは思っていましたし、結果的にはそれができなかったことで、ここまで問題が大きくなったものと思っています。既に仕事を発注しだいで進んでおりますし、それから全体的には厳しいスケジュールの中で進めさせていただいております。ですので、先ほど申し上げたようにその要項の条文とは過ちであったかもわかりませんが、契約的には成立していると考え、以降もこの仕事を進めさせていただいてと考えております。

星委員長 委員の皆さんにお願いしますが、先月27日の委員会での質疑に重ならないようご注意ください。

渡辺委員 今ほどその契約の当時は良好であると考えて進んだものですからという言い方をされてますけども、それは法律を守る上で通用しないということは十分わかってらっしゃると思います。例えば過誤払いの件についてもそうですけども、ちゃんと法律に則って粛々と過誤払いした方々に一応はお支払いをくださいということをお願いをしていくという、こういう形で住民に対してしている魚沼市でありますので、やはり今回もこの要項にしたがって粛々としなければいけないのではないのかなと考えますがいかがでしょうか。

星委員長 執行部、答弁は同じになりますか。

小幡副市長 はい。

岩井委員 これだけ教えてください。この失格条項に当てはまるのか、当てはまらないのか。

堀沢財政課長 先月27日にお答えしたとおりでございます。

岩井委員 だから、当てはまるんですか、当てはまらないんですか。

堀沢財政課長 この失格条項につきましては、27日にお答えしたとおり、これは契約以後の

ことであり、契約時に市が先走って契約をしてしまったというのは認めております。その点で、この要項の適合しない場合という部分には当たらないと考えております。前回申し上げたとおり、この時点では協議中という形の着手届の添付という形になっております。

岩井委員　ここにあれですよ。最優秀者等が市と契約した後、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合においては、市は契約の相手方に対し、損害賠償請求を行うことがありますと、ありますといってるんですよ。その点どうですか。

堀沢財政課長　これも前回説明しましたが、最優秀者等が市と契約した後ということで市が先走って契約を行ったということで認めております。その時の提出資料は、そういう形で出ております。

岩井委員　市が先走ってじゃなくて、この失格条項をきちんと把握してなかったってことじゃないんですか。

堀沢財政課長　ここの部分は当然承知をしております。

岩井委員　それであれば私が先ほど言いましたけれども、今回の契約は明らかに無効であるというふうに私は考えます。有効にする理由はありません。なぜならば失格条項にそういつて明記してある以上は先走って契約したとか、勇み足だったとかいう言い訳は私は通じないというふうに思います。

大平(栄)委員　これだけ要項があつて、先走ってしたっていうのはどういう意味なんですか。よく皆さんにわかるようにしゃべってください。

堀沢財政課長　1からになりますけども、石本JVと魚沼JVが契約できるものという考え方の中で、ワークショップ、市民の意見を聞くためにはワークショップの立ち上げが急務であったということで契約を締結したものであります。

大平(栄)委員　4月21日にできてないと、今の言い訳は全くききません。さっき言ったようにワークショップに設計者出てないでしょ。だから、その間どうしたっていったら、ただそうじゃなくて設計するために皆さん聞いてるんだって言うんだけども。言ってることが違うじゃねえですか。違いますよ。そうすると、この要項に書いてあるとおり、先走ってしたとか、21日までに石本さんもわかってるわけだ。向こうもわかってたって、さっき言ったでしょう。市もわかってる。先走ってやって、だからそうすると、いろいろ問題あるんですけども契約結んだ金額に対してもそうだけど、これ官製談合。先走ってしたから許してくれじゃすみません。以上です。

関矢委員　7月5日の日に南さんのほうから、星野設計のほうにこのようなメールが送られております。早々ご返事いただきありがとうございます。責任がかかるということでいいです。どうしたら打開できるでしょうか。あるいは今回は共同体としては受けないほうがよいのではという意味で皆さんが慎重になられてるということでしょうか。市ともこの件で話しましたが、時間もあまりかけられないので、もし共同体さんとの話し合いがうまくいかなければ相談してくれと言われております、とこのようなメールがきてるんですけども、これは南さんとどなたが相談してくれという会話をされたのか。まずお伺いします。

星管財室長　7月5日に石本設計の南さんから、魚沼JVとの話し合いがうまくいっていませんという連絡を受けました。その話しは、できるだけ進めるようにというところでしたが、うまくいかないようであれば報告くださいとお願いしたものであります。

関矢委員　その後、一般質問でもお話しさせていただきました。財政課長のほうが市長承諾

の上、地元の建築士会の会長のほうにこの業務提携について、地元業者の6者がなかなか提携をしないので相談に伺っております。そういう中で建築士会の会長は地元の建築士会の理事会を7月25日に開いて、業務提携という内容で会議をやられておりますけども、こういうことを見ますと、先ほど来からやはり質問に出て、1番に疑問になっている、どうしても石本・千葉JVに契約をしなければならない、そのことが市役所の中にやはりあるんだろう。ここまで明確に地元企業との契約ができないのであれば、先ほど言ったように次点の第二候補者に変える、私は強い意志でやるべきだと思うんですけども、その辺をあくまでも、地元の建築士会に話を持っていっても要項の中にはないんですよ。1級建築士を持っていても契約できないんですよ、これは。要は入札参加資格に登載してなければ。そこまでやはりやるということは、何らかのやはり私どもは石本・千葉設計事務所と契約をしなければならないと疑わざるを得ないんですがいかがでしょうか。

堀沢財政課長　　まずは最優秀者で選定された方々で考えたということでありまして。それから、私どもは、その時点で魚沼JV、いわゆる魚沼市の5社が協議をした中で受けられないという結論に達したとのことでしたので、そうしますと個々も全て断ったものであろうと考え、協議の上断りましたとのことでしたので、そのように考え、ただ、この地域における雪の状況等を知る方々と同等の資格を持つ方々が、次をお願いをするところではないかと考えさせていただいたとなります。

関矢委員　　今、非常に大変重要な答弁がございました。この次点で5社、企業体入れて6社と契約ができないと判断をしたので、雪のことを知るこの地域の設計士さんというお考えになったと。これは、もうこの要項から完全に逸脱してますよ。そこまでして最優秀者と契約をしなければならなかった。この時点でわかってるわけですよ。もう契約できないというのが、それはなぜなんですか。この最優秀者と契約しなければならない、それ一点だけお聞かせください。

堀沢財政課長　　4月21日に契約をさせていただいております。それから、この要項につきましては、雪の状況等の気象状況をアドバイスしていただける方ということの要項になっておりますので、そのように考え進めさせていただきました。

関矢委員　　4月21日時点で契約したことはわかります。これは、あくまでもまだ地元の企業と契約できる見込みだから契約したんですよ。しかし、この7月5日、この時点で石本・千葉JVは地元の企業、いわゆる要項に書かれてる入札参加資格名簿に登載されてる業者とはもう契約はできない、もう最優秀者に事故が発生したわけですよ。それを判明したら、当然第二候補者にいくはずですよ。誰が考えても。それをまだ要項を捻じ曲げてでも契約をしなければならない、そこが一点私どもにはわからないんですが、いかがでしょうか。

堀沢財政課長　　捻じ曲げてでも契約をしなければならないというふうに、当方考えておりませんでした。この部分につきましては、先ほどから申し上げておりますように、地元の気象条件等のアドバイスをいただける業者と考えておりましたので、何回も申し上げるようで恐縮ですけども、そのような形をお願いしたいと思います。

関矢委員　　最後にします。財政課長、何回この要項読んだらわかるんですか。地元の気象のアドバイスを受ける地元業者、その次にカッコ書きで建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に一級建築設計業務で登載されている市内業者、これは6社しかないんですよ。

この6社が断った時点、契約できないとわかった時点にほかはもうないんですよ、わかりますか、財政課長。そこ一点だけ。

堀沢財政課長 5社プラス共同体の1社で6社と、それは十分承知しております。ただし、今回の場合ですとその方々から契約を辞退したという形ですので、そのように考えさせていただきます。

大屋委員 今いろいろとやりとりがありました。何でこういうプロポーザルの実施要項というのをつくったんでしょうか。

森山企画政策課長 この要項を作成するに当たり、新庁舎の設計をきちんとスムーズに行うために先進事例、他市事例等を参考にして作成したものです。

大屋委員 要項にあるいろいろな業務実施の条件だとか、そういったものを自らつくった、参考事例をもとにしてつくった、これはなぜかといえば、これに基づいて公平公正に業者を選定していくというのが目的じゃないでしょうか。

森山企画政策課長 委員おっしゃるとおりです。

大屋委員 業務実施の条件の8、これには石本JVも地元業者との契約の締結はしていないということを4月21日の市との契約のときにわかっておりました。市もわかっておりました。両方に瑕疵があります。そういう点で、私もこの契約そのものが契約無効というふうに考えます。以上です。

渡辺委員 4月21日の時点では、先ほどおっしゃったようにまだこれが締結されるのではないかというふうなことで事故にならないというふうに判断したと、いうところは聞かせていただいております。ところが、先ほど言った7月5日では明らかに事故となったわけでございますけれども、そのときにこの要項どおりにやらなくてもいいと判断されたのは、どなたでしょうか。

小幡副市長 判断したのは、どうするかという相談を受けて、アドバイザー契約であるために、次はどのような手があるかということで私には相談がございました。

渡辺委員 最終決断は小幡副市長でしょうか。それとも市長でしょうか。

小幡副市長 その時点では私だと考えております。

佐藤(肇)委員 7月のこの時点で石本JVのほうから、契約が進まないという、もう断念をせざるを得ないというお話を市が受けて、そして、その対応策というのを考えたということなんですが、この時点でこの石本JVが、要は市が提示していることを履行する能力がないというふうに判断はしなかったんでしょうか。

堀沢財政課長 先ほどの参考人のお話しのところにも若干出てまいりましたが、この要項におきましてJVの中に地元業者が入ってという部分については考えておらなかったということで、そこが話し合いが長引いた案件の一つということ。ほかに手立てはということについては、そういった形で副市長に相談し、次の案件を考えるということと、そのところで、JVは断ったけれども個々では断っていないという、まだ協議中という話しも入ってまいりましたので、個々に再度あたってくれという形で指示をし、これも前委員会で申しましたけれども、1社から申し出があり、そこと9月26日最終的に契約に至ったということになります。

佐藤(肇)委員 最終的に契約に至ったのはわかりますが、それにしても事業実施までに時間がかかりすぎてるわけなんですよ、これをやるに。1番最初の事業としては市民のワーク

ショップ、これが実際に開かれたのが6月26日であります。この時点を過ぎてはまだ市が求めている内容が満たされていない。これはやはりこの業者に、契約の4月21日の時点ではまだ日がないので交渉中だということで、続けてやってくれという話しにはなったかと思いますが、その後の実際の作業に移るまでの間、このワークショップを開く前にも何度も市に石本JVが来てるんだろうと思います。そういった中で、進捗状況はどうだとか、そういったのもここには詳しく時系列で出てきておりませんが、やはり、作業を進めてる中ではこれもやっぱり1番大きな柱なんです。この設計業務の中で、それが履行できないということは、要は石本設計さん、この地域の企業体さんと交渉する能力すら持ってないというふうに捉えてもこれはしょうがないかと思いますが、その辺についていかがですか。

堀沢財政課長　　そういった形のご質問ですと、なかなか答えられるものではありません。

佐藤(肇)委員　　石本設計さんは何も悪くないと考えてますか。

小幡副市長　　前回の委員会でお答えしたとおりであります。

渡辺委員　　先ほど7月5日の時点で決断をしたのは、副市長であったというふうに聞かせていただきました。それでは、この契約がうまくいっていないということを市長に1番最初に相談したのはいつだったのでしょうか。

堀沢財政課長　　日にちにつきましては7月7日以降、石本さんから正式に断られたと連絡がきてからですが、7日だったか、8日だったかは覚えておりません。

渡辺委員　　5日の日のメールの中では、担当者のほうからご相談くださいというメールが来てますんで、その指示は副市長がされたということになるかと思いますが、そうしますと7日の時点でも、これが事故であることには変わりはありませんが、7日以降、市長もこれを事故であると思わずにこのまま契約を締結してもよいというふうに判断していたというふうにお考えでしょうか。

小幡副市長　　その段階では、個々の業者さんに当たってる作業がありましたので、希望がまだあるということで承知していたと思います。

渡辺委員　　しかしながら、その7日時点ではどちらかというとな名簿の中に入ってる方ではなくて、全く違う方向で話しがいつてるかと思うんですけども、その指示を出したのを市長は知ってらっしゃるのでしょうか。

堀沢財政課長　　先ほど申し上げたとおり、7月7日に断られたということで報告しております。その後におきまして、企業体としては断ったんだけど、個々では協議中だということをお話を伺っておりますので、その後個々に当たっていただいたということになります。

渡辺委員　　そうではなくて、私どもが聞いてるところによると、7月22日に魚沼市建築士会事務局から役員各位ということでFAXが流れてるというふうに聞いておりますので、そうするとその名簿の中にある方たちではない方たちとの交渉が始まったということですが、そのことの指示をしていることを市長が指示したのか。あるいは、どなたがそれを指示し市長にそのようにするといつて市長からの許可をもらったのでしょうか。

堀沢財政課長　　先ほどから申し上げておりますけども、まず断られたということで次の手立てを考え副市長と相談し、市長に報告、現在このような状況になったしまったと、次は地元の有資格者がいるところを紹介したいと、石本JVに対して紹介したいということで副市長と相談の上そういう形で進ませていただきました。それを進めた中で、個々ではまだ

協議中であるというお話しがありましたので、個々に当たっていただいたと順番的にはこのような形になります。

渡辺委員 私の方が聞いていると、有資格者であったとしても、その名簿の登載者ではないということになると、まずは資格がないというところに当たったのでないかというふうに私は認識しておりますので、そうするとやはり方向性が違うのではないかという点が一点あります。このことについてはまた同じ答弁だと思いますので、別の角度から質疑させていただきますが、このことについて渡辺参与にはいつどの段階で相談をしたでしょうか。

堀沢財政課長 日にちは7月の何日かと申し上げられず申し訳ありませんが、7月7日以降断られましたという話をしております。

渡辺委員 先ほど南さんがいらっしゃったときに聞けばよかったのかもしれないんですが、先ほど南さんのお話しの中では、4月6日の日に掲載されてる業者の名前を南さんにお伝えしたと。南さんのほうは県ですとか、それからいろんなところで調査をしてもらったというようなお話だったんですけど、ひょっとするとその段階で南さんは渡辺参与に相談を持ちかけてる可能性というのはないでしょうかね。

堀沢財政課長 そのようなことは伺っておりません。

大平(栄)委員 財政課長さっきからいろいろなこと言ってますけども、企業体が辞退した、契約もしないのに辞退したとか言ってるんですけども、契約はあったんですか。辞退したと言ってるから。さっきから。

堀沢財政課長 石本JVが断られたということになります。

大平(栄)委員 断られたのと、辞退したのとは違うから、だからあまり適当なこと、断られたのと辞退したってのは契約あつての辞退なんですよ。意見です。

星委員長 お諮りします。本件については以上とし、引き続き調査することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定しました。

(2) その他

星委員長 日程第2、その他を議題とします。委員の皆さんから、ご意見・協議事項等はありませんか。(なし) 以上で、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任願います。本日の庁舎再編整備特別委員会はこれで閉会します。

閉 会 (15:44)